

計議第 3 7 1 号議案 参考資料

計議第 3 7 1 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）
（立命館大学氷室地区地区計画）

目次	P. 1 計議第 3 7 1 号議案 理由説明書 P. 2 計議第 3 7 1 号議案 新旧対照表
----	--

理由説明書

学校法人立命館が、新たに設置する通信制課程高等学校は、ICTを活用した遠隔学習と対面指導を組み合わせた学習環境の構築や、高校段階から地域・大学等と連携した探求学習の実施など、新たな学びを先導的に実装し、多様で柔軟な学びの実現を志向するものである。

これは、学術研究機能の維持・充実だけでなく、地域の特性をいかした京都の活性化に資する新たな魅力や価値を創造する提案であり、京都市都市計画マスタープランに適合している。

本計画は、周辺の住環境と調和した良好な市街地環境の下、当地区内の既存建築物を活用した通信制課程高等学校を新たに設置することにより、大学と連携した良好な教育環境の充実を図るため、地区計画を変更するものである。

(新)

京 都 都 市 計 画 (京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画)
地 区 計 画 の 変 更 (京 都 市 決 定)

都市計画立命館大学氷室地区地区計画を次のように変更する。 ※ _____で示す箇所が変更箇所

名 称		立命館大学氷室地区地区計画
位 置		京都市北区衣笠氷室町の一部
面 積		約 0. 7 h a
区域 の 整備 ・ 開発 及び 保全 の方針	地 区 計 画 の 目 標	金閣寺に <u>近接</u> している <u>当地区は</u> 、周囲には既に低層住宅地が形成されており、今後も良好な住環境を維持すべき地域である。当地区に地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境の確保と共に周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	敷地内においては、可能な限り緑化を促進する等、周辺環境との一体化に配慮する。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	建築物の用途を大学 <u>及び高等学校</u> に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止し、建ぺい率、容積率、壁面の位置、建築物等の高さ及びかき又はさくの構造に制限を加えることにより、周辺の住環境と調和した施設の整備を図る。

(案)

(旧)

京 都 都 市 計 画 (京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画)
地 区 計 画 の 決 定 (京 都 市 決 定)

都市計画立命館大学氷室地区地区計画を次のように決定する。 ※ _____で示す箇所が変更箇所

名 称		立命館大学氷室地区地区計画
位 置		京都市北区衣笠氷室町の一部
面 積		約 0. 7 h a
区域 の 整備 ・ 開発 及び 保全 の方針	地 区 計 画 の 目 標	<u>当地区は</u> 金閣寺に <u>隣接</u> している <u>一方</u> 、周囲には既に低層住宅地が形成されており、今後も良好な住環境を維持すべき地域である。 <u>今回大学の施設拡大にあたって</u> 当地区に地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境の確保と共に周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	敷地内においては、可能な限り緑化を促進する等、周辺環境との一体化に配慮する。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	建築物の用途を大学 <u>施設</u> に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止し、建ぺい率、容積率、壁面の位置、建築物等の高さ及びかき又はさくの構造に制限を加えることにより、周辺の住環境と調和した施設の整備を図る。

(案)

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 <u>2 高等学校</u> <u>3 前2号の建築物に付属するもの</u>
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の12
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の4
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は3mとする。 2 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。
		建築物等の高さの最高限度	建築物の軒高は10m以下とする。
		かき又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
備考			

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

本計画は、周辺の住環境と調和した良好な市街地環境の下、当地区内の既存建築物を活用した通信制課程高等学校を新たに設置することにより、大学と連携した良好な教育環境の充実を図るため、地区計画を変更するものである。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学施設 2 前号に掲げる建築物に附属する建築物
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の12
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の4
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は3mとする。 2 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。
		建築物等の高さの最高限度	建築物の軒高は10m以下とする。
		かき又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
備考			

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

~~本都市計画は、立命館大学の施設が立地している本地区について、地区計画を決定することにより、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図るものである。~~